

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下井幹線地区）を行うことについて令和5年3月27日認可した。

令和5年3月31日

香川県知事 池田豊人